

## 委任状の必要な場合について

Q1 社内規程により契約権限が代表者ではなく支社長となっています。入札を支社長名で行う予定ですが、この場合、委任状は必要ですか？

A1 社内規程などにより、契約権限が代表者以外の者となっている場合でも、本市の入札に参加する場合は、代表者から支社長への委任状が必要です。

Q2 名古屋市の競争入札参加資格者名簿には D 支店が登録されています。登録時に、代表者から D 支店長あての委任状を提出しましたが、今回の入札時に、改めて委任状の提出は必要ですか？

A2 すでに財政局契約監理課に委任状を提出し、名古屋市の競争入札参加資格者名簿に D 支店が登録されている場合は、改めて委任状の提出は不要です。ただし、円滑な入札事務を行うため、入札前に委任状の提出確認を行いますので、必ず事前にご相談ください。

Q3 名古屋市の競争入札参加資格者名簿には D 支店が登録されています。登録時に、代表者から D 支店長あての委任状を提出しましたが、今回の入札に限り、他の者が入札に参加することができますか？

A3 他の方が入札に参加することができます。その場合は、当該入札に係る委任状を別に提出していただく必要があります。詳細についてはお尋ねください。

Q4 代表者には会社の専務理事や常務理事、支店長などを含みますか？

A4 代表者とは、会社の代表権を有する者を指します。具体的には（法人登記簿により代表権の有無が確認できる）代表取締役が挙げられます。社内部の規程により支店長などに契約権限が委任されている場合でも、本市の入札に参加する場合は、代表者からの委任状が必要です。